

資料 6 - 1

滋賀県内水面漁業振興計画(案)について

I 計画の概要

- 「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づく県計画。

第10条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面において、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これら施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする。

- 当法律の内水面漁業は、琵琶湖を含め、河川、湖沼、養殖池での「漁業」と「養殖業」を含む。
- 内容は、水産資源の回復、漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する事項など。
- 県の施策について、総合的かつ計画的に実施するため、国の基本方針に即して定めるもの。

II 県民政策コメントの結果

- 令和3年(2021年)10月8日から11月8日までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県内水面漁業振興計画(原案)」についての意見・情報の募集を行った。

3者(団体を含む)の方から19件の意見・情報が寄せられた。

内水面漁業振興計画(原案)に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画			
1 水産資源の増殖・養殖に関する事項			
(1) 琵琶湖漁業			
1	265	・外来魚については、滋賀県は未だに「外来魚ゼロ」を掲げているが、その実現可能性は実態から鑑みほぼ不可能であることから、外来魚との共存を図るべきではないか。具体的には、外来魚の資源量に応じた駆除漁獲圧を決定し、実行すべきではないか。	・これまでの駆除の取組により、外来魚の推定生息量はH19年はじめの2,132トンからR30年度末には432トンまで減少したものの、ニゴロブナの資源量が回復していないなど、依然として水産資源への影響が大きい。当面はR7年度末に生息量を300トンまで減らすことを目標に引き続き強力な駆除に取り組んでまいります。今後、外来魚駆除を続ける中でその生息量をさらに減少させ、低密度となった場合の駆除の在り方についても検討していきます。
3 内水面漁業の健全な発展に関する事項			
(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成			
ア 琵琶湖漁業			
2	354	・県内の色んなところ、特に湖南地域で、琵琶湖の生の魚がスーパーなどで気軽に買えるようにしてほしい。	・現在、県の支援のもと漁業団体が中心となって流通の多様化や拡充に向けた取組を進めているところであり、ご意見のように琵琶湖の生の魚がもっと手軽に買えるよう、しっかりと取組を進めてまいります。
3	355	・冒頭にいきなり「国の支援を受けながら」はダサい。不要。	・意図するところを明確にするため、また御意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 【原案】「・国の支援を受けながら、地域における漁獲量の増大や販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。」 【修正後】「・浜の活力再生プラン(浜プラン)の策定や実施等を通じ、地域における漁獲量の増大や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。」

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
4	357	・「漁協合併」について、指導・助言ではなくて、行政主導で合併を進めていくとしてはどうか。	・漁協の合併等につきましては、最終的には各漁協の判断のもとで行われるものですが、県としても流通等をはじめとした経営基盤の強化のためには極めて重要と考えており、各漁協における検討が円滑に進むよう積極的に指導・助言を行うこととしていますので、原案のとおりとします。
5	357	・漁協の合併等は行政が主導でやるべきだと思います。一つの漁協内でもまとまらない場面が多々あるのに、ましてや隣の漁協の漁業者同士では収拾がつかないと予想されるからです。	・(再掲)漁協の合併等につきましては、最終的には各漁協の判断のもとで行われるものですが、県としても流通等をはじめとした経営基盤の強化のためには極めて重要と考えており、各漁協における検討が円滑に進むよう積極的に指導・助言を行うこととしていますので、原案のとおりとします。
6	359 391	・琵琶湖の水産業の最大の弱点は「ロットが揃わない」という点に尽きる。安易に水産加工や六次化に進まず、最も商品価値の高い鮮魚をいかに東京などの一大消費地にロットを揃えて運ぶかという点を検討すべき。静岡県が実施した「野菜バス」のように、例えば滋賀県漁連が「魚バス」を走らせ琵琶湖中の魚を集荷し、そのまま豊洲に運ぶなどを検討してはどうか。費用はかなり低く抑えられるものと思慮。	・現在、県の支援のもと漁業団体が中心となって流通の多様化や拡充に向けた取組を始めており、いただいたご意見を踏まえて、今後の施策を進めるうえで参考とします。
7	359	・漁獲額が上がらない最大の原因は限られた小売りへの「直接取引」にある。一方で仲買人が減少している滋賀県内においては、市場での競争が難しいことも理解している。そこで、大阪府(花)や静岡県(魚)が実証試験をしている「電子競争」を導入し、日本中ないしは世界中に買参権を与えることを検討されてはどうか。	・(再掲)現在、県の支援のもと漁業団体が中心となって流通の多様化や拡充に向けた取組を始めており、いただいた御意見を踏まえて、今後の施策を進めるうえで参考とします。
8	361	・「資源に影響を及ぼさない範囲において、効率的な漁法への転換を進める」を明記すべきではないか。	御意見いただいた点については、IV-3-(1)ア「漁業の効率化を進めるため、普及指導の強化や漁業制度の見直し検討を進める。」の意図するところですが、より明確とするため、以下のとおり修正します。 【原案】「・漁業の効率化を進めるため、普及指導の強化や漁業制度の見直し検討を進める。」 【修正後】「 <u>既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入など、漁業の効率化を進めるため、普及指導の強化や漁業制度の見直しの検討を進める。</u> 」
9	363	・ここで述べられている6次産業化とは何でしょうか。零細な経営体、漁獲量のなかで、全国で推進されているからといって安易に踏み切るのは適切でしょうか。	・それぞれの判断で6次産業化に取り組もうとする漁業者に対して、例えば専門家派遣などによって技術的な支援をしようとするもので、既にそうした支援制度を活用されている事業者もおられるところです。
10	366	・レクリエーションや遊漁に関する記述のみですが、「河川漁業」に関する目標は無いのでしょうか。	・本県における河川漁業の経営においては、遊漁料収入が収入の多くを占めていることから、原案のとおりとします。

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
11	381	・「担い手の経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援」も具体的に何を行っていくのか気になりました。	・一例としては今年度から、意欲ある担い手と湖魚取扱飲食店等の実需者との連携の機会を創出し、市場ニーズの把握や漁獲物の品質向上等「儲かる漁業」の意識醸成を図ることを目的とした「しがの漁業担い手販売スキルアップ事業」を実施しています。
12	393	・「県のホームページやSNSなどを効果的に活用して」の効果的な活用について、実際はどのように行うとお考えでしょうか。	・県ホームページや琵琶湖八珍ホームページ、水産課公式フェイスブック等を通じた情報発信をより充実させ、引き続き水産業関係者や一般消費者、遊漁者等が求める情報を提供できるよう努めます。また、販路拡大等には、より効果的なPRが重要と考えているところです。
5 令和7年度の目標とする指標			
13	420	・「目標」を達成するための「取組」の「指標」となっているか。「食べた人の割合」や「鮎ずし講習会参加者」は指標として適切なのか。全体的に要見直し。	・「琵琶湖の水産物を食べた人の割合」は湖魚の消費拡大の取組、「ふなずし講習会参加者数」は、食文化の伝承などの多面的機能発揮の取組の成果指標として設定しているところです。目標とする指標について、全体的には、当計画の上位計画に位置する「滋賀県農業・水産業基本計画」の目標の成果指標もふまえて設定したものととなっております。
14	420	・新規就業者数について、H28-R2(5年)が11人となっており、目標がR3-7(5年)が10人では現状維持であり、目標として低いのではないのか。	・新規就業者数の指標については、漁業を主として生計を立てる漁業担い手となることが期待される「漁業の研修制度を活用した就業者数」を指すものであり、この旨を明確にするため以下のとおり修正します。その他、各種施策を通じ、現在漁業を主としていない漁業者が漁業の担い手へ転換することを促進し、琵琶湖漁業の担い手の確保を進めていきます。 【原案】「新規漁業就業者数(水産課による調査から)」 【修正後】「新規漁業就業者数(研修制度を活用して就業した者)」
15	420	・水産業及び資源管理の基礎となる漁獲情報収集と資源評価・資源管理に関する指標を定めるべきではないか。	・御指摘を踏まえ、資源評価・資源管理の指標として、下記事項を追加します。 「指標:資源管理計画(協定)のもと資源管理に取り組む魚種数 現状:(R1)3、(R2)3 目標(R7):5」
16	420	・漁業者の水揚げ高1,000万円を目標に掲げているのであれば、具体的な水揚げ高に関する指標(付加生産額など)や販売・流通の指標(消費地への出荷量・額など)を定めるべきではないか。	・漁業者の水揚げ高1,000万円は、職業選択として一定程度魅力的なレベルの収入として目標として掲げており、その実現に向けて目指す漁業生産や流通のあり方を検討しているところです。御意見については今後の検討や、より詳細な進捗管理を進める際の参考とさせていただきます。
17	420	・漁業セーフティネット(漁業共済等)の構築を目標として掲げているのであれば、具体的な指標を定めるべきではないか。	・御指摘を踏まえ、漁業共済導入の指標として、下記事項を追加します。 「指標:漁業共済加入件数 現状:(R2)0(制度未導入) 目標(R7):30」
18	420	・浜プランや広域浜プランの策定に関する目標・指標を作らないのでしょうか。国は浜プランをベースにした政策を打ち出していますが、取り残されていませんか。	・浜プランや広域浜プランについては、今後の琵琶湖漁業の振興上、重要なツールであり、県としても、漁協の合併等の動向も踏まえつつ漁業団体や関係市町等と議論を深め、活用を促進します(質問番号2への回答参照)。

No.	行	意見・情報	意見・情報等に関する県の考え方
19	420	・販売促進の一環として輸出に関する目標・指標を作らないのでしょうか。アジアを中心に淡水魚の消費が伸びている国がありますが、そこへの供給を考えないのでしょうか。	・輸出も新たな販路の一つと考えており、県が企画したアジア向けの商談会にも業界から参加いただいているところです。現在のところ、継続的な輸出につなげるためのモデルケースの構築を図ろうとしている段階であり、今後の課題とさせていただきます。

Ⅲ 改定の経過と今後のスケジュール

令和2年 12月14日	常任委員会報告(改定について)
令和3年 3月10日	常任委員会報告(改定素案について)
7月 9日	常任委員会報告(改定原案について)
7月～8月	漁業団体、市町、県関係機関への意見照会
10月8日～11月8日	県民政策コメントの実施
12月15日	常任委員会報告(計画案について)
令和4年 1月～	河川管理者との法定協議(継続中)
3月 8日	常任委員会報告(計画案について)
3月	計画策定および公表

改定「滋賀県内水面漁業振興計画」の概要(案)

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	
<p>●本県の漁業は、琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および真珠養殖業とに大別でき、これらからの産物を利用する水産加工業も生まれ、魚介類や淡水真珠の供給、自然と親しむ機会の提供など、多面的な機能を有し、県民の豊かで潤いのある生活の形成に寄与している。</p> <p>●琵琶湖および河川では、水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる食害などにより水産資源は大きく減少し、また漁業者の減少や高齢化も進行し、水産物の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。</p> <p>●本計画は「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って、本県漁業の課題に対応し、本県の漁業振興を推進するため、前期計画期間の満了に伴い改定するもの。</p>	
2 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間	
II 現状と課題	1 琵琶湖漁業 2 河川漁業 3 養殖漁業 4 水産資源に係る疾病の発生 5 特定外来生物やカワウによる被害
III 目指す姿【10年後】	本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されており、特に琵琶湖漁業については、少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”が実現している姿を目指す。

IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画	1 水産資源の増殖・養殖に関する事項
	(1) 琵琶湖漁業 <ul style="list-style-type: none"> ■迅速な資源評価に基づく資源管理の推進 ■資源状況に応じた種苗放流の推進 ■人工河川の運用や適切な資源管理によるアユ資源の安定化 ■セタシジミ資源回復対策の強化 ■温暖化や自然災害に対応した増殖対策の検討
	(2) 河川漁業 <ul style="list-style-type: none"> ■河川等での種苗放流等の増殖の推進 ■効果的な放流手法開発や再生産助長による増殖推進 ■在来マスの保護とその有効活用促進 ■鯿井養鱒場での良質なマス類種苗の生産確保
	(3) 養殖漁業 <ul style="list-style-type: none"> ■琵琶湖産アユの需要拡大 ■ビワマス等の養鱒の振興 ■淡水真珠その他の養殖の推進
	(4) 伝染性疾病の対策 <ul style="list-style-type: none"> ■アユ冷水病等の魚病の防疫対策
	(5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等 <ul style="list-style-type: none"> ■外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除（バス、ギル、チャネルキャット） ■カワウ対策 個体数管理、広域的な対策 ■侵略的外来水生植物対策
	2 漁場環境の再生に関する事項
	(1) 漁場環境の再生 <ul style="list-style-type: none"> ■琵琶湖の水質汚濁防止 ■産卵繁殖場等漁場環境の保全再生 ■漁場生産力の向上技術の開発 ■河川やその他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持
	(2) 森林の整備および保全 <ul style="list-style-type: none"> ■水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全
	(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持
	3 内水面漁業の健全な発展に関する事項
	(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 <ul style="list-style-type: none"> ■漁業セーフティネットの構築 ■漁業所得の向上のための取組の促進 ■漁業組織の機能強化 ■流通の多角化・強靱化 ■普及指導の強化
	(2) 人材の育成および確保 <ul style="list-style-type: none"> ■新規就業希望者への研修等の支援 ■担い手の経営等スキルの向上支援 ■漁労技術継承のためのICT活用の推進 ■河川漁業の組合員の経営能力向上に資する支援
	(3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ■水産物の情報発信、商品開発等
	(4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援 <ul style="list-style-type: none"> ■漁業者と地域住民の連携による活動等
(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進 <ul style="list-style-type: none"> ■体験型環境学習、学校教育での湖魚等の活用、「琵琶湖システム」の発信等 	
4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項	
(1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ■水産資源の回復や漁場環境の再生について協議会の設置 	
5 令和7年度の目標とする指標	